

令和4年第18回 議会運営委員会 会議結果

(第4回定例会告示日) 令和4年11月14日(月) 10:00~10:48 第1委員会室

《出席者》永井 委員長(兼 公明党代表)、清水 勇 副委員長(兼 会派きぼう代表)、
清水優一郎 委員、竹村 委員、小林 委員、木下 委員、原 委員(兼 会派みらい代表)、
井坪 議長、山崎 副議長、古川 委員外議員(日本共産党代表)

【○説明事項、□意見、★決定事項、◎会派検討依頼事項】

1 第4回定例会提出議案の概要について

★説明のとおり確認

○執行機関側から条例案件12件、一般案件8件及び予算案件6件の計26件を議案として
11月22日に提出する。

2 議案の取扱いについて

★説明のとおり決定

○議案第97号から議案第123号までの27件については、議案説明、質疑を行った後、付
託議案一覧表のとおり、それぞれの所管委員会に付託し、審査を行う。

○議案に関する質疑については、先例により開会日の2日前、11月18日金曜日の午後5
時までに事務局へ通告書を提出する。

○議案説明後又は事前通告による質疑終了後に、議長から質疑を終結してよいか確認を
行い、挙手がある場合は、質疑通告の時間、続いて質疑の時間を確保する。

3 請願及び陳情について

★説明のとおり決定

○受理した請願及び陳情は、請願文書表及び陳情文書のとおり。

○受理番号4の請願の審査は、会議規則第134条第1項の規定により、総務委員会に付
託し、審査を行う。

○請願及び陳情については、11月24日の第4回定例会第1号日程の日程第8において文
書表にて付託委員会の決定を行う。

○請願書及び陳情書の写しは、本日11月14日に議案とともに議員へ配布する。

4 第4回定例会の日程について

★説明のとおり決定

○第4回定例会の会期については、11月22日から12月16日までの25日間。

- 開会日の11月24日は、午前10時に開会する。
- 日程の第1から第4までは所定の手続。日程第5で市長挨拶。
- 日程第6が選挙管理委員及び補充員の選挙。
- 日程第7が議案審議。これらの取扱いについては、上記項目2のとおり。日程第8として、請願・陳情を上程し、委員会付託を行う。
- 開会日は、本会議の委員会付託を受けたのち、予算決算委員会前期全体会の開催を予定している。
- 第2日以降の日程については、資料のとおり。
- 代表・一般質問の通告の締め切り日は、11月24日の木曜日午後5時まで。
- 代表・一般質問は、12月5日、6日及び7日の3日間の日程。代表質問1日目となる12月5日は、午前9時から中日の議会運営委員会を開催。追加議案等があれば、その扱いを決定し、一般質問最終日12月7日に追加議案等を上程。
- 予算決算委員会以外の各常任委員会は、12月8日に総務委員会、9日に社会文教委員会、週休日を挟んで、12日に産業建設委員会の各常任委員会を開催。いずれも、第一委員会室で開催し、開会時間は午前10時。各常任委員会において審査が終了しなかった場合には、予備日である12月13日に審査を行う。
- 12月14日はリニア推進特別委員会を、午前10時から第一委員会室で開催。
- 12月16日が定例会の閉会日。午前9時から予算決算委員会 後期全体会の開催を予定。その後、11時から閉会日の議会運営委員会の開催を予定している。
- 閉会日における本会議は、午後1時からとし、日程第3の委員長報告では、特別委員会及び常任委員会の委員長が報告を行う。また、請願陳情の審査があった場合に当該常任委員長が報告を行う。日程第4の議案審議については、付託議案に係る委員長報告、質疑、討論、採決の順序で進める。追加議案があれば上程し、説明、質疑通告の時間を取り、必要に応じて、委員会付託、委員会を開催した後に、委員長報告、質疑、討論、採決という順序で進める。また、議会議案については、請願・陳情その他により、上程されれば審議する。日程第5は、会期中に請願・陳情の提出があれば、上程をし委員会付託を行う。日程第6では、各委員会から閉会中の継続審査の申し出があれば、決定を願い、日程第7では、令和5年第1回定例会までの間に予定される議員派遣について決定を行う。

5 代表・一般質問の時間配分について

- ★配分表のとおりとすることを確認。
- ★配分表に基づき、各会派から報告のあった代表・一般質問の時間配分は以下の表のとおり。後日、各会派代表より変更の申し出を受けて、時間配分を確定。

代表質問 ※ユニット方式による				
会派名	上限	質問者	時間	ユニット分
新政いいだ	120分	木下 徳康	120分	0分
会派きぼう	120分	岡田 倫英	120分	0分
会派みらい	120分	原 和世	100分	20分
公明党	120分	小林 真一	120分	0分
日本共産党	100分	古川 仁	70分	30分
計	580分		530分	50分

一般質問					
会派名	配分	ユニット分	調整分 (60分)	合計	質問者 (時間)
新政いいだ	80分	0分	30分	110分	小平 彰(20) 下平恒男(30) 筒井誠逸(30) 熊谷泰人(30)
会派きぼう	60分	0分	20分	80分	西森六三(40) 福澤克憲(60)
会派みらい	30分	20分	0分	50分	関島百合(50)
公明党	30分	0分	10分	40分	宮脇邦彦(20) 永井一英(20)
日本共産党		30分	0分	30分	市瀬芳明(30)
計	200分	50分	60分	310分	

<代表・一般質問の日程に関して>

12月5日(月)10時～ 代表質問(新政いいだ→会派きぼう→会派みらい)

12月6日(火)10時～ 代表質問(公明党→日本共産党) / 一般質問

12月7日(水)9時～ 一般質問 / 追加議案

6 選挙管理委員及び補充員の選挙について

- 選挙管理委員及び補充員は、地方自治法第182条第1項(選挙管理委員)及び第2項(補充員)において普通地方公共団体の議会において選挙する旨が規定されている。補充員とは、委員に欠員が生じた際に、委員となる方。
- 飯田市の選挙管理委員及び補充員は、この12月23日をもって任期が満了するため、第4回定例会の開会日の日程第6で「選挙管理委員及び補充員の選挙」を実施する。
- 委員、補充員の選出にあたっては、これまでの飯田市議会での運用に基づき、夏場から事務局で進め、候補者等についても選定した地区に依頼し、推薦いただいている。
- 選挙管理委員は、地方自治法第181条で4人との規定がある。補充員については第182条第2項において、委員と同時に同数を選挙しなければならない旨の規定があることから、委員、補充員4人の選挙を行う。

- 選挙の方法は、飯田市議会先例集6 ページ、第4章選挙、第3節その他の選挙、(1)に、「選挙管理委員及びその補充員の選挙方法は、議長において指名推薦するのを例とする。」との規定があることから、これに従い選挙を行う。
- 本会議当日の流れは、議長が次第の中で地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦の方法による実施を諮り、確認後、議長から候補者の方のお名前を読み上げ、あらためて当選人と定めることを諮り、決定する。
- この際に、補充員については補充の順序を定める必要があることから、議長次第において、指名の順に補充順序を付すことを宣告する。
- また、当選人については、飯田市議会会議規則第32条第2項により、当選通知書を送付する旨を申し添える。

7 リニア駅周辺整備事業土木実施設計に対する提言について

- 12月4日に執行機関が発表するリニア駅周辺整備事業土木実施設計に先立ち、本日11月14日のリニア推進特別委員会において、「リニア駅周辺整備事業 土木実施設計に対する提言(案)」の内容を確認し、全議員共有の下、議長名で市長に提出したいと考えている。
- 12月16日の全員協議会において、リニア推進特別委員会から当該提言(案)を提出して協議し、土木実施設計に対して市議会としての案を反映させてまいりたい。
- 従来は、議長名での政策提言は、政策討論会を経ることが共通認識とされてきたが、今回のリニア推進特別委員会からの提言(案)は緊急性があるものとして、政策討論会によらず全員協議会での協議を経て議長名で市長に提出したい。
- リニア駅周辺整備事業の基礎となる土木実施設計は、リニア関連事業における大きな進捗であり、実施設計の発表は市民の関心喚起の機会でもあることから、リニア推進特別委員会からの提言を議会として取り組むことに理解を願う。
- 提言(案)はいつ示されるのか。
- 本日の委員会において提言(案)をまとめた上で、速やかに全議員に事前に配布し、11月16日の全員協議会で示す。
- ★説明のとおり確認

8 令和5年第1回定例会の日程について

- ★説明のとおり決定
- 令和5年第1回定例会の会期は、2月15日から3月20日までの34日間。
- 2月15日に招集告示、協議事項等があれば同月17日に全員協議会を開催し、同月22日に開会及び予算決算委員会前期全体会を開催する。
- 予算決算以外の常任委員会は3月1日から6日までで、並行開催として、それぞれ2日間を確保して開催する。

- 3月14日にリニア推進特別委員会を開催し、委員会予備日は3月13日を予定。3月9日及び10日の2日間で一般質問。3月16日に予算決算委員会 後期全体会を開催し、3月20日が閉会となる。

9 その他

★当面の日程について確認。

- 今後の日程は、第4回定例会の中日議運を12月5日の午前9時から、閉会日の議運を12月16日の午前11時から開催。いずれも第1委員会室。

(議会BCPについて)

- 県が10月27日に、新型コロナウイルス感染症に係る感染警戒レベルを見直したことやこの間の情勢の変化を受け、飯田市議会業務継続計画において、内容の一部修正が必要となったので、修正案について説明。
 - 県の感染警戒レベルと傍聴の自粛要請の見直しについて、傍聴における自粛要請を見直し、「傍聴者数の上限は設けず、ソーシャルディスタンスに配慮する」とした。
 - 議員が感染した際は、市のホームページを確認する必要があるか。
 - 議会BCPに基づき、「議会内において、議員間の感染拡大が懸念される場合や集団感染が発生した場合は、災害対策会議を開催し、議会としての対応を検討する。」
- ★説明のとおり確認

以上